使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	次の算式により算定して得た数 c×d×e
使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固形化に必要な技術を実証するための施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
実験用ウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
深地層研究施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e

（備考）

一　aは、対象期間におけるメガワット時を単位とする当該施設において発電された電力量を表す数（ただし、申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に使用が開始された場合は、当該年度の末日における当該施設の出力（当該日において、当該施設の損傷等により一時的に出力が低下し、その出力低下について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされている場合にあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数に、使用が開始された日から当該日の属する会計年度の末日までの期間を日を単位として表した数、二十四及び〇・八一を乗じて得た数とする。）

二　bは、対象期間におけるメガワット時を単位とする当該施設の混合酸化物燃料の使用により発電された電力量（対象期間において当該施設が混合酸化物燃料を使用して運転した期間内に発電されたメガワット時を単位とする電力量を表す数に、当該施設の原子炉に装荷されている燃料のうち混合酸化物燃料の重量をトンを単位として表した数を当該施設に設置されている原子炉に装荷されている燃料の総重量をトンを単位として表した数で除して得た数（以下「混合酸化物燃料の装荷割合」という。）を乗じて得た数をいう。）を表す数（ただし、申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に使用が開始された場合は、一中のただし書により算定した数に、当該年度の末日における混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数とする。）

三　cは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数を千で除して得た数

四　dは、対象期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

五　eは、〇・八一

六　原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転停止期間又は出力低下期間も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式（ただし、当該算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に〇・六八（ただし、平成二十八年度は〇・七八、平成二十九年度は〇・七五、平成三十年度は〇・七二、平成三十一年度は〇・六九とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数（以下この表において「最大みなし発電電力量」という。）を上限とする。）により算定した数をaに加えるものとする。ただし、六月経過日数が一を超えて、かつ、A×B×24－D＋E－Fの算式により算定した数が最大みなし発電電力量を超える場合にあっては、ロの算式により算定した数をaに加えるものとする。

イ　A×（B－C）×24－D＋E－F

Aは、対象期間における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、対象期間を日を単位として表した数（当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から当該期間の末日までの期間を日を単位として表した数）

Cは、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、原子炉等規制法第四十三条の三の十五第一項の規定に基づく検査による運転停止期間（実用炉規則第五十一条第一項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により対象期間の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

Dは、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

ロ　A×（B－C）×24

A及びBは、それぞれイに定めるところによる。